## 議題1 木更津市農業振興計画策定の経緯について

現計画は、平成25年3月に木更津市産業振興条例に基づく農業分野の振興計画として、総合的かつ計画的に推進するための指針として、平成25年度から平成34年度(令和4年度)までの10年間を計画期間として策定しました。

2022(令和 4 年度)年度で計画期間は終了となりますが、令和4年度は木更津市の上位計画である「第3次基本計画」の策定や新たに取り組む「みどりの食料システム戦略推進総合対策事業計画」(有機農業)が予定されていることから、次期基本計画との整合性やみどりの食料システム戦略計画を新たに盛り込む必要があるため、現計画の計画期間を令和5年度末まで1年延長することとしました。

## 2 第3次木更津市農業振興計画の策定について

現計画を 1 年間延長し、計画期間を令和6年度から10年度までとする「※第 3次木更津市農業振興計画」を令和6年3月に策定します。

※木更津市農業振興総合計画は、平成5年、平成25年に策定されており、両計画と区別するため、平成5年計画を第1次、平成25年計画を第2次とし新たに策定する計画を第3次計画とします。

また、本計画の根拠である木更津市産業振興条例により策定した観光振興 計画、水産振興計画の名称に合せ、第3次計画は農業振興計画とします。